

令和 8 年度以降の福島県森林環境税の在り方について－中間とりまとめからの修正点－（新旧対照表）

修正後	修正前
令和８年度以降の福島県森林環境税の在り方について－答申（案）－	令和８年度以降の福島県森林環境税の在り方について－中間とりまとめ－
第１ （略）	第１ （略）
第２ （略）	第２ （略）
第３ 次期対策にあたっての基本的な考え方 （略） １ （略） ２ 国の森林環境税及び森林環境譲与税の役割 平成３１年４月１日に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」 <u> </u> が施行され、令和６年６月から課税が開始されました。この法律は、パリ協定の枠組みの下における温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から制定されており、法律に基づく市町村及び県の森林環境譲与税の用途は次のとおりとなっています。	第３ 次期対策にあたっての基本的な考え方 （略） １ （略） ２ 国の森林環境税及び森林環境譲与税の役割 平成３１年４月１日に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」（以下、「 <u>法律</u> という。）が施行され、令和６年６月から課税が開始されました。この法律は、パリ協定の枠組みの下における温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から制定されており、法律に基づく市町村及び県の森林環境譲与税の用途は次のとおりとなっています。
（略）	（略）
第４ 福島県森林環境税を活用した次期対策の提案 （略） ３ 森林環境譲与税との役割分担 <u>「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」</u> は、地球温暖化防止等を図るため、県や市町村における森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から創設され、その用途は、間伐等の「森林の整備 <u>に関する施策</u> 」と人材の育成及び確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材の利用の促進などの「森林 <u>の</u> 整備の促進に関する施策」とされています。	第４ 福島県森林環境税を活用した次期対策の提案 （略） ３ 森林環境譲与税との役割分担 <u> 法律</u> は、地球温暖化防止等を図るため、県や市町村における森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から創設され、その用途は、間伐等の「森林の整備 <u> </u> 」と人材の育成及び確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材の利用の促進などの「森林 <u> </u> 整備の促進に関する施策」とされています。
（１）～（３）（略）	（１）～（３）（略）
４ その他 制度開始から２０年を迎えますが、県民における福島県森林環境税の認知度は、令和６年度の福島県森林環境税に関するアンケート調査（県民アンケート）でも３５．２％と低い結果となったため、国税と同じである名称の変更について検討し、制度を県民に分かりやすく周知 <u>してください</u> 。	４ その他 制度開始から２０年を迎えますが、県民における福島県森林環境税の認知度は、令和６年度の福島県森林環境税に関するアンケート調査（県民アンケート）でも３５．２％と低い結果となったため、国税と同じである名称の変更について検討し、制度を県民に分かりやすく周知 <u>すること</u> 。